

最高裁決定に対する経産省前テントひろばの声明

7月28日最高裁小法廷（大谷直人裁判長）は、私たちの上告に対する棄却決定を行いました（8月1日に送達）。私たちのささやかな願いを踏みにじり、テントの撤去と損害賠償を認めたとのことです。これは、まことに残念ながら、最高裁もまた、司法の厳正なる立場を放棄して、経産省・国の政治的な意向を全面的に追認したことになります。

私たちにとって、この決定は想定された範囲とは言え、断じて認めることのできないものです。私たちは、改めて大きな怒りと抗議の意志を表明すると共に、経産省前テントを守り脱原発の闘いを引き続いて押し進める決意です。私たちが自らの意志で経産省前テントを撤去することはありません。

しかし、この最高裁決定によって、経産省・国の側は、法的にはいささかの憂いもなくなったということになるのでありましょうか。東京高裁が、控訴棄却を判決したのは2015年10月26日でした。少なくともそれ以来、経産省・国の側は、いつでもテントの撤去等の強制的執行が出来たはずです。現に損害賠償については、被告の預金口座の差し押さえなどを行っています。

にもかかわらず、今日にまで及んだのは、判決の内容にも仮執行についても、そのような判決を得たとしても、テント撤去を強制するいささかの自信も持ち得なかったからではないでしょうか。これは最高裁決定が出たからと言っても直ちに大きく変わるものではありません。

もとより経産省前テントをめぐる私たちと経産省・国との争いは、決して司法的場面に限られたものではなく、また脱原発の問題だけに関わっていたのでもなく、極めて深刻な政治的争いを抱えていたものだったからです。

先だつての参議院選挙の結果や、都知事選の結果で、国の側は多少の自信をもったかも知れませんが、今、国は、米軍基地を巡る沖縄県高江へのなりふり構わぬ攻撃に出ています。これに対して、沖縄の人々は命をはった闘いを繰り広げています。

他方、鹿児島知事選では脱原発の知事が誕生し、川内原発の停止申し入れが行われる予定であり、また、川内原発に続いて再稼働させた関西電力高浜原発は大津地裁の仮処分によって再び停止し、その後の関西電力による意義申立も認められなかったのです。再稼働を目前にした伊方原発においても、初歩的なポンプトラブルが露呈し、決して予定通りに進んではいません。

私たちは、7月28日の最高裁決定をもって経産省・国がどうしようと、いささかもたじろがず肅々とテントを守り、脱原発の旗を高く掲げて闘いを続けることを表明するとともに、改めて全国の皆さまに闘いの継続を呼び掛けるものです。

2016年8月2日

経産省前テントひろば